



◎でんでんnimoca(記名式)、スターでんでんnimocaの登録情報の変更

でんでんnimoca(記名式)、スターでんでんnimocaの購入時に登録した情報(氏名、住所、連絡先等)に変更や誤りがある場合は、各窓口にご来店いただき、変更手続きをお願いします。クレジットnimocaの場合は、各提携会社への届出をお願いします。



◎クレジットnimocaの更新(発行替え)

クレジットカードの有効期限の更新や名義人情報の変更などによって、クレジット会社から新カードが発行された場合、これまでお使いの旧カードからnimoca情報(電子マネー残額・ポイント残高等)を新カードに移行することでnimocaとして引き続きお使いいただけます。新カードが届いたら、できるだけ早く旧カードとともに各窓口で更新手続き(発行替え)をお願いします。

		手続き前	手続き後
旧カード	クレジット機能	○	○(有効期限内)
	nimoca機能	○	×
新カード	クレジット機能	○	○
	nimoca機能	×	○



旧カードには決してハサミを入れないでください。旧カードにハサミを入れてしまったり、旧カードがない場合には障害再発行の手続き(P19参照)となり、情報の即時移行ができません。



◎小児用カードの更新

小児用カードの有効期限は12歳となる年度の3月31日までです。**4月1日以降**に窓口にご来店いただき更新手続きを行うことで、大人用として継続利用が可能です。更新手続きを行わなければ、有効期限以降カードはご使用になれません。

小学校

小児用でんでんnimoca



12歳となる年度の
3月31日まで

4月1日以降

更新

持っていくもの



でんでんnimocaカード
(小児用)

中学校

記名式でんでんnimoca(大人用)



電子マネー残額、
ポイント残高は
そのまま利用できます。

◎障がい者用カードの更新

障がい者用カードの更新は、初回購入時は次々回の誕生日、以降は毎年の誕生日が有効期限です。更新は期限の3ヵ月前から可能で、有効期限を過ぎたカードはご使用になれませんのでご注意ください。また、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの場合は、手帳の有効期限以降、カードはご使用になれません。

例

**誕生日10月17日の方が、
4月1日に障がい者用カードを持たれた時**

更新時に
持っていくもの



でんでんnimoca
(障がい者用)



公的証明書

身体障害者手帳
療育手帳
精神障害者保健福祉手帳等

4月1日

購入日

誕生日
10月17日

翌年
7月17日
以降

更新手続きが可能です

誕生日
10月17日

更新期限

更新手続きをしなかった場合、有効期限以降はカードの使用ができなくなります。